

公益社団法人高分子学会
高分子学会賞内規
(2021年3月5日理事会承認)

(総 則)

第1条 高分子学会賞（以下、「学会賞」という）の候補者の推薦・選考については学会賞規程によるほか、この内規の定めるところによる。

(受賞候補者の数)

第2条 受賞候補者の数は、次のとおりとする。

- (1) 高分子学会賞（科学） 1名/件
- (2) 高分子学会賞（技術） 5名以内/件

(受賞候補者の推薦手続)

第3条 受賞候補者の推薦は、①本会会員、または、②本会会長から推薦を依頼された団体のいずれかが行うものとする。ただし、推薦者の推薦件数は1件に限る。

第4条 推薦は、毎年9月末日までに、受賞候補者が所属する支部の受賞候補者推薦委員会（以下、「支部推薦委員会」という）あて行うものとする。

第5条 推薦に必要な書類は次のとおりである。((1)～(4)：正1部、副15部、(5)：各2部)

- (1) 推薦書
- (2) 受賞候補者の経歴書
- (3) 業績内容説明書（5000字程度）
- (4) 報文・特許リスト
- (5) 報文別刷・特許公報の写し

(支部推薦委員会)

第6条 学会賞受賞候補者について、会員等からの推薦を受付けるため、各支部に支部推薦委員会を毎年8月末日までにおく。

- (1) 支部長は、支部幹事会の承認を得て推薦委員3名以上からなる支部推薦委員会を組織し、名簿を会長に提出する。
- (2) 支部推薦委員長は、支部長または支部長が指名した支部幹事とする。

(支部推薦委員会の任務)

第7条 支部推薦委員会は学会賞の受賞候補者の推薦書を受付け、受賞資格の有無、推薦に必要な書類の完備を確認する。

第8条 委員長は、推薦委員会で前条の確認を経て、毎年10月末日までに推薦に必要な書類を会長あて提出する。

第9条 支部推薦委員会は受賞資格者の推薦を促すことができる。

(選考委員会の構成と委員の選任)

第10条 学会賞受賞候補者を選考するため、学会賞選考委員会（以下選考委員会）をおく。

第11条 選考委員会は、委員長1名、委員14名をもって構成する。

第12条 選考委員は、専門別、支部別等の分布を考慮して毎年9月までに執行役員で選任し、会長が委嘱する。

第13条 選考委員会の委員長は、担当副会長とする。

第14条 選考委員の委嘱に当たっては、予め委員会開催の日取りを通知し、委員会に出席することを受諾条件とする。

- 第15条 受賞候補者、推薦者および推薦委員は、選考委員となることはできない。
- 第16条 選考委員委嘱後、委員が受賞候補者の指導者、共同研究者であった場合は、選考委員会での当該候補者の業績説明時に退室し、また、当該候補者の投票は行わないものとする。
- 第17条 選考委員の辞退者の補充は、執行役会で決定する。
- 第18条 選考委員会の委員名は、選考委員会終了後、本会ホームページに公表する。
- 第19条 選考委員は、審議内容を部外に公表してはならない。

(専門委員)

- 第20条 選考委員会は、必要に応じ専門委員をおくことができる。
- (1) 受賞候補者の業績を選考委員が理解する上で、委員以外の専門家の説明を必要と認めた場合、第1回選考委員会で、専門委員を選考し、予め委嘱事項を示し、委員長が委嘱する。
- (2) 専門委員は、委嘱された事項について、第2回選考委員会で説明する。
- (3) 専門委員は、委嘱事項に関し、部外に公表してはならない。
- (4) 専門委員は、委員会の採決には加わらない。

(選考委員会の任務)

- 第21条 選考委員会は委員長が招集し、原則として14名の委員が出席した上で、3回開催し、推薦委員会から推薦された受賞候補者6件以内の選考を行う。
- (1) 第1回選考委員会
- イ 推薦に必要な書類(第5条)により、受賞資格の確認を行う。
 - ロ 受賞候補者ごとに2名以上の担当委員を決める。
 - ハ 受賞件数の分野別・専門別分配について検討する。
- (2) 第2回選考委員会
- イ 委員は、第1回選考委員会で配布された推薦に必要な書類(第5条)を検討上、委員会に出席する。
 - ロ 担当委員および専門委員は、担当した受賞候補者の業績内容について予め十分調査を行い、その内容について説明する。
 - ハ 受賞候補件数が多数になった場合は、第一次選考を行い、原則として10~12件まで選定することができる。
 - ニ 第一次選考は投票によって決定する。投票の方法は別に定める。
 - ホ 第3回選考委員会における、受賞候補者の業績説明の時間配分を決定する。
- (3) 第3回選考委員会
- イ 受賞候補者の業績説明を聴取する。
 - ロ 受賞件数の分野別、専門別分配を、毎年選考委員会で決定する。
 - ハ 受賞候補者の最終選考は、委員会での審議のあと無記名投票で行うものとする。投票と決定の方法については、別に定める。

(候補者の業績説明)

- 第22条 受賞候補者は、第3回選考委員会において業績内容の説明を行う。ただし、やむをえない事情により候補者が説明できない場合は、候補者の共同研究者・指導教官以外の第三者を説明者とするすることができる。

(選考結果の報告)

- 第23条 選考委員会委員長は、選考経過とその結果を1月末日までに会長に報告する。

(受賞者の決定)

- 第24条 会長は、選考委員会の選考結果について理事会の議決を求めるものとする。

(受賞決定通知)

第 25 条 会長は、前条の手続きを経た後、受賞者にその結果と表彰式などについて通知する。

(本会論文誌への投稿義務)

第 26 条 受賞者は、受賞した業績を本会論文誌 Polymer Journal に Review Article として投稿しなければならない。

補 則

1. この内規は、「高分子学会賞および高分子科学功績賞内規」(1981年9月1日理事会承認、1983年5月12日、1986年5月13日、1987年5月12日、1998年5月19日一部改正理事会承認)をもとに、高分子科学功績賞および推薦委員会に関する部分を分離し、一部訂正したものである。
2. この内規は、理事会の承認を得て施行する。
3. 推薦に必要な書類は電子ファイルでの提出も認めるものとする。

(2003年3月26日理事会承認)

(2005年11月11日理事会承認)

(2008年11月4日理事会承認)

(2011年11月11日停止条件付理事会承認 2012年4月1日発効)

(2015年5月14日理事会承認)

(2016年5月11日理事会承認)